

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 8. 23	R6. 9. 2	東京都知事許可 第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届（R3. 5. 1～R6. 4. 20）3ヵ年度分 役員等一覧表 （閲覧対象部分に限る）	66	1													—	市街地建築部 建設業課
2	R6. 8. 19	R6. 9. 2	下記全ての変更届出書のみ。2021～2023年の3期決算書 （1）〇〇号（株）〇〇 （2）〇〇号 〇〇（株） （3）〇〇号（株）〇〇 （4）〇〇号（株）〇〇 （5）〇〇号（株）〇〇 （6）〇〇号（株）〇〇 （7）〇〇号（株）〇〇 （8）〇〇号（株）〇〇 （9）〇〇号（株）〇〇 （閲覧対象部分）	※		1						1						（7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
3	R6. 8. 7	R6. 9. 6	下記企業の建設業許可申請書に記載されている貸借対照表、損益計算書、直近3期分及び役員一覧の写し （1）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （2）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （3）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （4）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （5）東京都知事許可第〇〇号（株）〇〇 （6）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （7）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （8）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇 （9）東京都知事許可第〇〇号 〇〇（有） （10）東京都知事許可第〇〇号（有）〇〇	※	1													—	市街地建築部 建設業課
4	R6. 8. 9	R6. 9. 6	（1）〇〇号（有）〇〇 （2）〇〇号 〇〇（株） （3）〇〇号（株）〇〇 （4）〇〇号（株）〇〇 （5）〇〇号（有）〇〇 （6）〇〇号（有）〇〇 （7）〇〇号（株）〇〇 （8）〇〇号（有）〇〇 上記全ての建設業許可申請書 2021年から2024年の4期分決算書 （閲覧対象部分）	※		1						1						（7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
5	R6. 8. 9	R6. 9. 6	（1）〇〇号 〇〇（株） （2）〇〇号（株）〇〇 （3）〇〇号 〇〇（株） （4）〇〇号 〇〇（株） （5）〇〇号（有）〇〇 （6）〇〇号（株）〇〇 （7）〇〇号（株）〇〇 （8）〇〇号 〇〇（株） 上記全ての建設業許可申請書 2021年から2024年の4期分決算書 （閲覧対象部分）	※		1						1						（7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
6	R6. 8. 9	R6. 9. 6	（1）〇〇号（株）〇〇 （2）〇〇号（株）〇〇 （3）〇〇号（株）〇〇 （4）〇〇号（株）〇〇 （5）〇〇号 〇〇（株） （6）〇〇号 〇〇（株） （7）〇〇号（株）〇〇 （8）〇〇号（株）〇〇 上記全ての建設業許可申請書 2021年から2024年の4期分決算書 （閲覧対象部分）	※		1						1						（7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
7	R6. 8. 9	R6. 9. 6	（1）〇〇号（有）〇〇 （2）〇〇号（株）〇〇 （3）〇〇号 〇〇（有） （4）〇〇号（株）〇〇 （5）〇〇号（株）〇〇 （6）〇〇号（有）〇〇 （7）〇〇号（株）〇〇 上記全ての建設業許可申請書 2021年から2024年の4期分決算書 （閲覧対象部分）	※		1						1						（7条4号） 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 8. 23	R6. 9. 6	下記企業の建設業許可申請書に記載されている貸借対照表、損益計算書、直近２期分及び役員一覧 (１) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (２) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (３) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (４) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (５) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇(株) (６) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (７) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇 (株)	82	1													—	市街地建築部 建設業課
9	R6. 7. 29	R6. 9. 6	(１) 5都市整再第114号 起案文書、決定分、不開示決定通知書 (案)、開示請求書 (２) 5都市整再第617号 起案文書、決定分、不開示決定通知書 (案)、開示請求書 (３) 5都市整再第618号 起案文書、決定分、不開示決定通知書 (案)、開示請求書 (４) 5都市整再第639号 起案文書、決定分、一部開示決定通知書 (案)、開示請求書、21都市整民第322号 西富久地区第一種市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金の負担承認について、22都市整民第245号 西富久地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う都市計画道路環状第4号線の整備に係る費用負担に関する覚書の締結について、22都市整民第358号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成22年度協定の締結について、22都市整民第531号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成22年度変更協定の締結について、22都市整民第670号 西富久地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う都市計画道路環状第4号線の整備に係る費用負担に関する変更覚書の締結について、23都市整民第197号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成23年度協定の締結について【環状第4号線】、23都市整民第293号 西富久地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う都市計画道路環状第4号線の整備に係る費用負担に関する変更覚書の締結について、23都市整民第327号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成23年度変更協定の締結について【環状第4号線】、23都市整民第444号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成23年度変更協定の締結について【環状第4号線】、24都市整民第248号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成24年度協定の締結について【環状第4号線】、25都市整民第383号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成25年度協定の締結について【環状第4号線】、26都市整民第73号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成26年度協定の締結について【環状第4号線】、26都市整民第243号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成26年度変更協定の締結について【環状第4号線】、26都市整民第732号 西富久地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う都市計画道路環状第4号線の整備に係る費用負担に関する変更覚書の締結について、27都市整民第77号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成27年度協定の締結について【環状第4号線】、27都市整民第261号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成27年度変更協定 (第1回) の締結について【環状第4号線】、27都市整民第333号 西富久地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う都市計画道路環状第4号線の整備に係る費用負担に関する変更覚書の締結について、27都市整民第348号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成27年度変更協定 (第2回) の締結について【環状第4号線】、28都市整民第244号 西富久地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設管理者負担金に関する平成28年度協定の締結について、西富久地区市街地再開発組合 解散認可申請書 (共通、(２) 保留床が処分済みであることを証する書類、決算報告書、解散総会議事録) 西富久地区市街地再開発組合 決算報告承認書 (共通、決算報告書)	※	1				1	1	1		1					(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条3号) ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため ・市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・予算や配分状況等は市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人並びに他地区法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 (7条6号) ・当該番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に係る無関係の電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
10	R6. 8. 7	R6. 9. 6	(１) 5都市整再33号 起案文書、決定分、開示決定等期間延長通知書 (案)、確認書、開示請求書 (２) 5都市整再59号 起案文書、決定分、一部開示決定通書 (案)、西富久地区市街地再開発組合 解散認可申請書 (共通、保留床が処分済みであることを証する書類、決算報告書、解散総会議事録)、西富久地区市街地再開発組合 決算報告承認書 (共通、決算報告書)	※	1					1	1	1		1				(7条2号) ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条3号) ・法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 ・市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため ・市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) ・公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。 (7条6号) ・当該番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に係る無関係の電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
11	R6. 9. 2	R6. 9. 9	建設業許可業者一覧 (東京都知事許可 令和6年8月末現在)	※	1													—	市街地建築部 建設業課
12	R6. 8. 28	R6. 9. 11	下記全ての変更届出書のみ。2020～2023年の4期決算書 (１) 〇〇号 (株) 〇〇 (２) 〇〇号 〇〇 (株) (３) 〇〇号 〇〇 (株) (４) 〇〇号 〇〇 (株) (５) 〇〇号 (有) 〇〇 (６) 〇〇号 〇〇 (株) (７) 〇〇号 〇〇 (株) (８) 〇〇号 (株) 〇〇 (９) 〇〇号 〇〇 (株) (閲覧対象部分)	※	1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
13	R6. 8. 28	R6. 9. 11	東京都の特別区に於ける市街地再開発事業手続の都市再開発法第111条「特別の事情」について再開発対象地区の大多数の地権者が地上権設定型より地上権非設定型を選択するという判断に至らしめた経過を示す資料一式 豊島区東池袋一丁目地区					1										開示請求に係る公文書について、実施期間では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市 街地整備部再 開発課
14	R6. 8. 28	R6. 9. 11	(１) 「令和4年度 避難場所等の安全性に関する調査委託」報告書 別冊 2. 避難場所台帳、地区内残留地区台帳、道路台帳 における「125 東京海洋大学一帯」の避難場所台帳 (２) 「令和4年度 避難場所等の安全性に関する調査委託」報告書 電子データ「第9回指定避難場所・避難道路データベース一式」内⑩『避難場所等の第9回見直しの考え方』のうち、1頁から18頁まで	※	1													—	都市整備局市 街地整備部防 災都市づくり 課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
26	R6. 7. 22	R6. 9. 20	「築地地区まちづくり事業」提案書（様式01から様式37まで）	1012	1					1	1	1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条4項) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
27	R6. 9. 9	R6. 9. 20	(1) 「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木保全について（要請）」に係る見直し案について (2) 「神宮外苑地区のまちづくりにおける樹木保全について（要請）」に係る見直し案について 別添資料														開示請求に係る公文書は、東京都ホームページにおいて公開しており、東京都情報公開条例第18条第2項により公文書の開示をしないものとしているため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
28	R6. 9. 9	R6. 9. 20	(1) 「令和4年度 避難場所等の安全性に関する調査委託」報告書 別冊 2. 避難場所台帳、地区内残留地区台帳、道路台帳 における「330 高島平地区」の地区内残留地区台帳 (2) 「令和4年度 避難場所等の安全性に関する調査委託」報告書 電子データ「第9回指定避難場所・避難道路データベース式」内⑩『避難場所等の第9回見直しの考え方』のうち、「地区内残留地区指定要件」	2	1												—	都市整備局市街地整備部防災都市づくり課	
29	R6. 9. 11	R6. 9. 24	(1) 建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和6年7月) (2) 建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和6年8月)	※	1												—	市街地建築部建設業課	
30	R6. 9. 17	R6. 9. 24	建築計画概要書（第三面） 5多建建二建第4399号 5多建建二建第4400号 5多建建二建第4401号	6	1												—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
31	R6. 9. 11	R6. 9. 25	下記全ての変更届出書のみ。2021～2023年の3期決算書 (1) 〇〇号 (株) 〇〇 (2) 〇〇号 〇〇 (株) (3) 〇〇号 (有) 〇〇 (4) 〇〇号 (株) 〇〇 (5) 〇〇号 〇〇 (株) (6) 〇〇号 (株) 〇〇 (7) 〇〇号 (株) 〇〇 (8) 〇〇号 〇〇 (株) (9) 〇〇号 〇〇 (株) (閲覧対象部分)	※	1						1						(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部建設業課	
32	R6. 8. 27	R6. 9. 26	下記企業の建設業許可申請書に記載されている貸借対照表、損益計算書、直近3期分及び役員一覧の写し (1)東京都知事許可第〇〇号 〇〇 (株) (2)東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (3)東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (4)東京都知事許可第〇〇号 〇〇 (株) (5)東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (6)東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (7)東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (8)東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (9)東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (10)東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇	※	1												—	市街地建築部建設業課	
33	R6. 7. 30	R6. 9. 26	敷地の譲受希望価額及び資金計画書	2	1						1						(7条3号) 特定建築者の保有する販売等に関する事業活動上の情報であり、ノウハウを公にすることにより、特定建築者の事業活動等の支障となるため。	都市整備局市街地整備部再開発課	
34	R6. 7. 30	R6. 9. 27	(1) 〇〇号 〇〇(株) (20) 〇〇号 〇〇(株) (2) 〇〇号 〇〇(株) (21) 〇〇号 (株) 〇〇 (3) 〇〇号 〇〇(株) (22) 〇〇号 〇〇(株) (5) 〇〇号 (株) 〇〇 (23) 〇〇号 〇〇(株) (6) 〇〇号 (株) 〇〇 (24) 〇〇号 (株) 〇〇 (7) 〇〇号 〇〇(株) (25) 〇〇号 〇〇(株) (8) 〇〇号 〇〇(株) (26) 〇〇号 〇〇(株) (9) 〇〇号 (株) 〇〇 (27) 〇〇号 (株) 〇〇 (10) 〇〇号 〇〇(株) (28) 〇〇号 (株) 〇〇 (12) 〇〇号 〇〇(株) (29) 〇〇号 (株) 〇〇 (13) 〇〇号 〇〇(株) (30) 〇〇号 (有) 〇〇 (14) 〇〇号 〇〇(株) (31) 〇〇号 〇〇(株) (15) 〇〇号 〇〇(株) (32) 〇〇号 (株) 〇〇 (18) 〇〇号 〇〇(株) (33) 〇〇号 (株) 〇〇 (19) 〇〇号 (株) 〇〇 (34) 〇〇号 (株) 〇〇 (35) 〇〇号 (株) 〇〇 (36) 〇〇号 (有) 〇〇 (37) 〇〇号 (株) 〇〇 直近三区分 決算書変更届出書一式 (閲覧対象部分)	2726	1							1						(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部建設業課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
35	R6. 9. 13	R6. 9. 27	下記企業の建設業許可申請書に記載されている貸借対照表、損益計算書、直近 2 期分及び役員一覧 (1) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (2) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (3) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (4) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (5) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (6) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (7) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇 (株)	84	1												—	市街地建築部 建設業課	
36	R6. 7. 30	R6. 9. 27	東京都財産価格審議会議案 議案第14号 土地の貸付料について	26		1					1	1					(7 条 2 号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 法人の財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都 市づくり政策 部土地利用計 画課	
37	R4. 9. 20	R6. 9. 30	(1)平成28年 6 月 3 日付28二整管第291号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消囑託登記について」 (2)平成29年 6 月20日付29二整管第280号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消囑託登記について」	6		1					1	1	1				(7 条 3 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 債務者が法人又は事業を営む個人である場合には、当該法人又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7 条 4 号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第 二市街地整備 事務所管理課	

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。